

子会社による孫会社持分売却の提案

2021年7月27日

会社名 : ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド
コード番号 : 1773 東証1部 (外国)

代表者の : 会長 タン・スリ・ダト(ドクター)フランシス・ヨー・ソ
役職氏名 : ック・ピン

代理人の居所 : 東京都千代田区大手町1丁目1-1
又は住所 : 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

代理人の : 弁護士 森下 国彦
役職氏名 :

【2021年7月26日、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッドは英文のプレス・リリースを行いました。以下はその抄訳です。】

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（「当社」）の子会社である、ワイ・ティー・エル・セメント・コーポレーション（「YTLセメント」又は「売主」）が、セメント及び生コンクリート事業を行っている10社及びその子会社に対する全持分をマラヤン・セメント・バーハッド（「MCB」又は「買主」）に対し、総額5,158.1百万マレーシア・リングットの対価で売却する提案

2021年5月12日に発表された孫会社持分売却に関する当社のリリース（「当初リリース」）に関してご報告いたします。

当社の取締役会を代表して、RHBインベストメント・バンク・バーハッド（「RHB」）は、当初リリースに続いて、当社の子会社であるYTLセメントが、2021年7月26日にマラヤン・セメント・バーハッド（「MCB」）との間で補足契約を締結し、上場要件実務指針第19号の Paragraph 2.2に基づき、本件買収提案の完了時にMCBの株式の一般株主による保有スプレッドを20%まで縮小することについて、マレーシア証券取引所の承認を得ることに関連して、条件付株式売買契約（「SSA」）に規定された停止条件を放棄したことを発表します。

当該放棄は、マレーシア証券取引所が2021年7月21日付の書簡により、上場要件第8.02項(1)に基づき、上場されるMCB株式総数の少なくとも25%を一般株主が保有することをMCBが確保しなければならないとされる株式保有スプレッド要件を遵守するため、本件対価株式の上場日から6ヶ月の期間をMCBに与えたことを考慮したものです。当初リリース記載のとおり、本件対価株式を上場することにより、MCBの株式の一般株主による保有スプレッドは21.37%まで縮小することが見込まれます。